

いろいろな支援・相談

すこやか出産支援事業（一般不妊治療・不育症治療費助成）

問 健康推進課 TEL 0749-65-7751

不妊・不育に悩んでおられるご夫婦が、一般不妊治療、不育症治療を受けられた場合、治療に要する費用の一部を助成します。（※事実婚関係にあるご夫婦も対象）

お問い合わせ 電話番号	●健康推進課（ながはまウェルセンター） TEL 0749-65-7751 ●北部健康推進センター（高月分庁舎内） TEL 0749-85-6420
申請方法	長浜市健康推進課（TEL 0749-65-7751）まで ご不明な点はお電話ください。

紙おむつ類専用ごみ指定袋の交付

問 環境保全課 TEL 0749-65-6513

紙おむつ類を常時使用される家庭では、ごみの減量が難しく、ごみ袋の費用が多くかかります。そのような世帯の費用負担の軽減を支援するために『紙おむつ類専用ごみ指定袋』を交付していますので、希望される方は申請をしてください。

紙おむつ類専用ごみ指定袋に入れられる物

紙おむつ、尿取りパット、おむつポットカートリッジ、その処理に使用した少量のティッシュ

対象者	長浜市に住所を有し、在宅で常時紙おむつ類を必要とする以下に該当する方 ●乳幼児 ●要介護者 など ※里帰り出産の方は対象となりません。
交付枚数	1人当たり年間（毎年4月1日～翌年3月31日まで）に50枚を1回限り交付します。
交付場所	環境保全課、くらし窓口課（北部合同庁舎内）及び各市民サービス窓口 ※印鑑などは不要で、代理申請（家族の方等）もできます。 ※申請書の確認と同時に、窓口において専用袋を交付します。
その他	年度途中で紙おむつ類専用ごみ指定袋を使い切ってしまった場合は、可燃ごみ指定袋で出してください。

小学校給食費補助

問 すこやか教育推進課 TEL 0749-65-8606

次代を担う子どもたちの成長を市民全体で支え、安心して子育てができるまちを目指すもので、小学校(義務教育学校の前期課程を含む)の学校給食費を補助し、子育て世代の経済的負担を軽減します。



補助対象者	小学校に在籍する児童の保護者で、長浜市内に住所がある人。 ただし、次の場合は補助の対象になりません。 ● 就学援助費、特別支援教育就学奨励費などを受給し、学校給食費の自己負担分がない場合 ● 生活保護を受けている場合 ● 在籍する小学校において学校給食の提供を受けていない場合 ● 学校給食費を滞納している場合
申込方法	市立小学校の場合 「補助金交付申請書兼委任状」に必要事項を記入し、通われる小学校に提出してください。 市立小学校以外の場合 学校に年間の給食費を支払われた後に、「補助金交付申請書兼請求書」に必要事項を記入し、関係書類を添付のうえ、すこやか教育推進課に提出してください。 関係書類：通われる小学校の学校給食費の月額がわかる資料

※補助金の流れなど詳細は、市ホームページをご確認いただくか、担当課までお問合せください。

発達に関する相談窓口

お子さまの発達に関する相談は、下記の窓口で受け付けています。来所による相談をご希望の場合は、あらかじめお電話をお願いします。なお、相談内容により、必要な機関をご紹介します場合があります。

相談日時	月～金曜日 8:30～17:15 (祝日・年末年始を除く。)		
	電話	MAP	相談対象のお子さま
● 長浜市健康推進課 長浜市小堀町32番地3 (ながはまウェルセンター1階)	0749-65-7751		0歳児～3歳児(年少)まで
● 長浜市教育センター教育相談室 長浜市内保町2490番地1 (浅井分庁舎2階)	0749-74-3702		義務教育 (小・中・義務教育学校)
● 長浜市発達支援センター 発達支援室 長浜市八幡東町632番地 (長浜市役所1階)	0749-65-6904		全年齢

☀️ 相談支援ファイル

問 発達支援室 TEL 0749-65-6904

「相談支援ファイル」は、お子さまやご本人に関わる人(園や学校の先生、相談員、保健師、行政職員、病院のスタッフ等)に、現在の状況や得意なところ、苦手なところ、配慮が必要なところを正しく理解してもらうためのものです。ファイルにはお子さまの成長、発達、生活、通院、福祉サービスの利用の状況などを記録しておき、相談や支援を受ける際に提示します。

長浜市では、お子さま、ご本人の基本情報のほかに、各所属や関係機関から配布された支援情報、医療情報等の書類を綴るタイプの「新・相談支援ファイル『つなぎ』」があります。所属の園や学校、関係機関と相談の経過や支援情報を共有したい場合に役立ちます。また、年齢ごとの様子を記録する「旧・相談支援ファイル」のシートはホームページからダウンロードできます。

新・相談支援ファイル『つなぎ』



左【本人・保護者用】

右【関係機関用】

● 相談支援ファイル説明動画(YouTube)

【概要編】



【活用編】



利用申し込み、および相談支援ファイルに関するお問い合わせは、長浜市発達支援室まで。

児童発達支援事業

小学校に入る前のお子さまを対象とした児童発達支援を行います。

この福祉サービスを利用するには、しょうがい福祉課で交付する児童通所受給者証が必要です。

	施設名	電話	場所	MAP
公立	長浜市児童発達支援センター(浜の子園)	0749-65-2525	小堀町32番地3 (ながはまウェルセンター2階)	
	長浜市こども療育センターわかば園	0749-74-3679	内保町480番地3	
	長浜市こども療育センターいちご園	0749-85-5870	高月町渡岸寺160番地 (高月分庁舎2階)	
私立	こども発達サポートカラフルびわ	0749-72-3810	曾根町1259番地1	
	コペルプラス 長浜駅前教室	0749-53-2550	北船町1番5号 JR長浜駅ビル4階	
	マネビー	090-9701-6521	川崎町207番地1	-

いろいろな支援・相談

🌸 特別児童扶養手当

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

特別児童扶養手当とは、身体または精神にしょうがいのある20歳未満の子どもを養育している方に、子どもの福祉の増進を図ることを目的として支給される手当です。特別児童扶養手当を受けるには必ず申請が必要です。

支給対象者	身体または精神に中度以上のしょうがいのある20歳未満の児童を監護している父もしくは母、または父母に代わってその児童を養育している方 ※支給ができない場合 ● 児童や、父もしくは母、または養育者が日本国内に住んでいないとき ● 児童がしょうがいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき ● 児童が、児童福祉施設等に入所しているとき ● 本人および配偶者、または扶養義務者の前年の所得が一定以上あるとき
支給金額	(令和6年度) 1級(重度しょうがい)…月額55,350円 2級(中度しょうがい)…月額36,860円
支払時期	※支払日が金融機関の休日の場合は、休日前の日に繰り上げます。 4月11日(12月分～ 3月分) 8月11日(4月分～ 7月分) 12月11日(8月分～11月分)

🌸 障害児福祉手当

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

障害児福祉手当とは、身体または精神に重度のしょうがいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満(概ね3歳以上)の子どもに対して、福祉の向上を図ることを目的として支給される手当です。障害児福祉手当を受けるには、必ず申請が必要です。

支給対象者	身体または精神に重度のしょうがいがあり、日常生活において常時介護を必要とする20歳未満の在宅の児童 ※支給されない場合 ● 児童が、しょうがいを支給事由とする公的年金を受けることができるとき ● 児童が、児童福祉施設等に入所しているとき ● 本人または扶養義務者の前年の所得が一定以上あるとき
支給金額	(令和6年度) 月額15,690円(令和6年4月～)
支払時期	※支払日が金融機関の休日の場合は、休日前の日に繰り上げます。 5月10日(2月分～ 4月分) 8月10日(5月分～ 7月分) 11月10日(8月分～10月分) 2月10日(11月分～ 1月分)

自立支援医療(育成医療)

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

自立支援医療(育成医療)とは、身体にしょうがいのある児童に対して、しょうがいを軽減して生活能力を得るために医師が必要と認めた治療をする場合に医療の給付を行うものです。

支給対象者	身体にしょうがいがある、または放置すると将来しょうがいを残すと認められる18歳未満の児童 ※身体障害者手帳の所持の有無は問いません。
対象となる医療	しょうがいを軽減、改善するための医療で、手術などによって確実な治療効果が期待できるもの ※指定自立支援医療機関での医療に限られます。
給付内容	自立支援医療として認められた治療費のうち、医療保険適用後の自己負担額の一部が公費負担され、医療費の1割を負担いただくことになります。 負担額は医療機関でお支払いください。 なお、疾病・しょうがいの程度、収入や課税状況に応じて、自己負担上限月額が決められ、負担が重くなりすぎないようになっています。 (所得の状況によっては対象とならない場合もあります。) ※事前申請が原則です。手術等を受けられる前にご相談ください。

重度しょうがい者福祉医療費助成

問 保険年金課 TEL 0749-65-6527
しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

助成対象者	●身体障害者手帳1～3級をお持ちの人 ※4級の一部については対象となります。 ●精神障害者保健福祉手帳1級をお持ちの人 ●知的障害者中度(療育手帳B1)及び精神障害者保健福祉手帳2級をお持ちの人 ●知的障害重度(療育手帳A1、A2)をお持ちの人 ●特別児童扶養手当支給対象者で等級が1級の人
助成内容	保険診療時の自己負担分(医療機関での診療・調剤薬局での処方薬等が当てはまります。) ※県内の医療機関等では、保険証と一緒に提示されることで、自己負担分の助成を受けられます。 ※県外での受診時は所定の手続きにより後ほど払い戻します。 ※入院時の食事療養費・個室料金等、保険の対象でないものは助成対象になりません。 ※健康保険から支給される高額医療費等の給付分は助成対象になりません。
申請に必要なもの	①健康保険証、②身体障害者手帳・療育手帳・精神障害者保健福祉手帳または特別児童扶養手当の証書、③申請人の本人確認書類 ※所得証明書が必要なことがあります。

●所得制限があります。

※対象者本人を含め、生計同一とみなされる方の所得を確認し、年に1回(8月)更新します。更新にあたり、手続きの必要な場合は案内をいたします。

しょうがい福祉サービス

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

しょうがい福祉サービスは、しょうがいのある方（児童含む）ができるだけ自立した生活が送れるように支援し、すべての人が住みなれた地域で安心して暮らせる社会を実現していくためのしくみです。在宅で訪問を受けたり、通所して利用したりするサービスや、施設に入所して利用するサービス等があり、どのしょうがいの方でも共通のサービスを地域において受けられるようになっています。サービス費用の自己負担は、原則1割負担となります。ただし、負担が重くなりすぎないように所得等に応じてひと月あたりの負担に上限額が設定されます。

サービスを利用されるにあたって、事前に市へ申請が必要となります。まずは、しょうがい福祉課までご相談ください。

サービスの種類	サービスの内容
居宅介護	ホームヘルパーの訪問により、自宅で入浴、排せつ、食事の介護等が受けられます。また、通院時の付き添い支援もあります。
行動援護	行動上における危険回避のための援護や身体介護が受けられます。
放課後等 デイサービス	放課後や夏休み等の長期休業日に、生活能力向上のための訓練及び社会との交流促進等を行います。
児童発達支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもとその保護者に対して、通園により子どもの日常生活の基本的な動作や集団生活の適応訓練等を指導します。
保育所等訪問支援	心身の発達に遅れや心配のある子どもが在籍する保育所等を訪問し、その子どもに対して集団生活の適応のための支援を行います。
短期入所 (ショートステイ)	介護者の病気等の理由により、介護が受けられないときに短期間施設に入所して、入浴、排せつ、食事の介護等の支援が受けられます。
計画相談支援 障害児相談支援	サービスにかかる利用相談やサービス利用計画書（プラン）作成等の支援、プランの見直しやサービスの利用調整等を行います。
日中一時支援	心身にしょうがいのある方（児童含む）で、日中において家族等が不在のため、一時的に見守りが必要な方（児童含む）に対して、日中において、事業所等で活動場所を提供し、見守りを行います。

🌸 しょうがい者訪問入浴サービス事業

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

身体しょうがい者の生活を支援するため、訪問により居宅において入浴サービスを提供し、身体の清潔の保持及び心身機能の維持等を図ります。利用されるにあたり、事前に市へ申請が必要となります。

利用対象者	施設へ入所しての入浴及び家庭浴槽での入浴が困難な在宅の身体障害者手帳を有する15歳以上（原則）で、かつ、次のいずれにも該当しない方 (1) 訪問入浴介護事業の対象者 (2) 感染性疾患を有する方 (3) 疾病又は負傷のため治療中の方 (4) 医師が入浴することを適当でないと認めた方
支援内容	身体しょうがい者の居宅を訪問し、移動浴槽を用いて入浴サービスを提供します 【利用回数】 利用者1人につき月4回を限度（原則） 【自己負担額】 原則、利用料の1割負担 ※市民税非課税世帯は無料（生活保護世帯を含む） ※介護保険によるサービスが優先されます。

🌸 在宅障害者(児)社会参加援助金の支給

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

在宅の障害者(児)に対して、自主的な社会参加を援助し、その自立を支援することを目的に援助金を支給します。

支給対象者	基準日(支給年度の4月1日時点)において、次の要件をいずれも満たす方 (1)身体障害者手帳1級又は2級、療育手帳A1又はA2もしくは精神障害者保健福祉手帳1級又は2級の交付を受けている方 (2)75歳未満の方 (3)在宅で生活している方 (4)市民税が非課税の世帯に属している方
支援内容	【支給額】 年額12,000円 【支給回数】 年1回

🌸 重症心身しょうがい者医療型短期入所等利用支援事業

問 しょうがい福祉課 TEL 0749-65-6372

在宅で生活する医療的ケアの必要な重症心身しょうがいのある方が医療型短期入所等を利用する際、遠距離送迎に伴う介護者及び当事者の身体的・精神的負担の軽減および経済的支援を行います。利用されるにあたり、事前に市へ申請が必要となります。

利用対象者	在宅で生活する次の要件をいずれも満たす医療的ケアが必要な重症心身しょうがい者 (1)常時又は頻回に、医療行為が必要で在宅において生活する方 (2)療育手帳A2以上かつ身体障害者手帳2級以上を所有する方 (3)一般の公共交通機関を利用することが困難な方 (4)医療保険の診療報酬における「超重症児(者)入院診療加算」の判定基準によるスコアが10以上の方
支援内容	民間救急事業所と委託契約を結び、介護者等に代わり医療的ケアを行う看護師が車両に同乗し、利用者を移送します。 【利用対象】 次に掲げる医療機関へ医療型短期入所の利用又はレスパイト入院を目的とした利用 ●びわこ学園医療福祉センター野洲(野洲市北桜978-2) ●びわこ学園医療福祉センター草津(草津市笠山8丁目3-113) ●滋賀県立小児保健医療センター(守山市守山5丁目7-30) ●国立病院機構敦賀医療センター(福井県敦賀市桜ヶ丘町33番1号) ●国立病院機構紫香楽病院(甲賀市信楽町牧997) ●福祉事務所長が認める医療機関 ※1回あたりの移動時間が3時間または移動距離が100kmを上限とする範囲 【利用回数】 利用者1人につき年間12回まで(片道1回換算) ただし、緊急時のやむを得ない事情の場合は、利用回数の上限を超えての利用可 【自己負担額】 片道1,000円/回(事業所へお支払いください) 市民税非課税世帯・生活保護世帯は無料 ※有料道路利用料金は実費負担となります

ひとり親支援

児童扶養手当

問 こども家庭支援課 TEL 0749-65-6514

児童扶養手当は、離婚などにより、父または母と生計を同じくしていない子どもが育成される家庭(ひとり親家庭)の生活の安定と自立を支援し、子どもの健やかな成長を願って支給される手当です。

※令和6年6月時点での制度内容です。

支給対象者	次のいずれかの条件に当てはまる児童を監護している母、父または養育者 ※児童が18歳になって以降最初の年度末まで(心身に一定のしょうがいがある方は、20歳の誕生日の前日まで)が支給対象です。 ● 父母が婚姻(内縁関係を含む)を解消した児童 ● 父または母が死亡した児童 ● 父または母が一定のしょうがいの状態にある児童 ● 父または母の生死が明らかでない児童 ● 父または母から1年以上遺棄されている児童 ● 父または母が裁判所からのDV(配偶者からの暴力)保護命令を受けた児童 ● 父または母が引き続き1年以上拘禁されている児童 ● 婚姻によらないで生まれた児童
支給額	全部支給 月額45,500円 一部支給 月額45,490円～10,740円 ※上記は、対象の子どもが1人の場合の手当額です。 子どもが2人の場合は上記金額に5,380円～10,750円の加算、3人以降はさらに3,230円～6,450円ずつ加算されます。 ※手当の額は、所得額に応じて決定されます。また、所得額が一定以上ある場合は、支給されません。 ※手当の額(加算額を含む)は、物価スライド等により、変更される場合があります。 ※生計の状況などにより、手当が支給されない場合があります。
支払月	5月、7月、9月、11月、1月、3月の11日(11日が休日の場合は、休日前の平日)

ひとり親家庭に関する相談

問 こども家庭支援課 TEL 0749-65-6514

就労相談、母子・父子・寡婦福祉資金の貸付、その他生活全般の相談に母子・父子自立支援員が応じます。離婚前相談にも応じています。

相談日時	月～金曜日 8:30～17:15(祝日・年末年始を除く。)
場所	こども家庭支援課

ひとり親家庭家事援助派遣事業

問 こども家庭支援課 TEL 0749-65-6514

傷病等により日常生活を営むうえで援助が必要なひとり親家庭に、家事ヘルパーを派遣します。

対象者	ひとり親家庭で、義務教育修了前の子どもを養育している人
内容	家事ヘルパーを派遣し、炊事や掃除、子どもの身の回りの世話などをします。
利用料金	1時間あたり1,232円(ただし、所得に応じて無料になる場合があります。) ※2人以上の就学前の子どもがいる場合、2人目以降の子ども1人につき1時間あたり620円を利用料に加算します。 ※事前登録が必要です。 ※原則として6か月の期間、1週間に3回、1日8時間を限度とします。

母子家庭・父子家庭福祉医療費助成

問 保険年金課 TEL 0749-65-6527

配偶者のない母・父が18歳未満の子どもを現に扶養しているときに申請できます。

※原則、児童扶養手当、あるいは遺族年金の受給者が対象です。

※母(父)と子どもを対象とし、子どもが18歳に到達した年度の末まで助成します。

助成内容	保険診療時の自己負担分 (医療機関での診療・調剤薬局での処方薬等が当てはまります。) ※県内の医療機関等では、健康保険証と一緒に提示されることで、自己負担分の助成を受けられます。 ※県外での受診時は所定の手続きにより後ほど払い戻します。 ※入院時の食事療養費・個室料金等、保険の対象でないものは助成対象になりません。 ※健康保険から支給される高額医療費等の給付分は助成対象になりません。
申請に必要なもの	対象となる方全員の健康保険証、申請人の本人確認書類 ※所得証明書が必要なことがあります。 ※申請に当たっては、児童扶養手当あるいは遺族年金等の手続きをしておられることを確認します。 ※遺族年金受給資格により申請される場合は、年金証書が必要です。

● 所得制限があります。

※対象者本人を含め、生計同一とみなされる方の所得を確認し、年に1回(8月)更新します。更新にあたり、手続きの必要場合は案内をいたします。



いろいろな支援・相談

子育て世帯への住宅支援

🌸 子育て世帯に関連する住宅の補助金・助成金

問 住宅課 TEL 0749-65-6533

住宅を取得される場合の取得費用やリフォームに対する補助を実施しています。

● 長浜市こども若者住宅新築支援事業補助金

対象者	新築住宅を建築・購入する子育て世帯または若者夫婦世帯	制度の詳細 
補助金額	基本額 20万円 加算額 ZEH水準適合住宅 10万円 子育て世帯 10万円 市外からの転入 10万円	
	必ず工事着工前（分譲住宅の購入の場合は引渡し前）に申請し、交付決定を受けてから着手してください。	

● 長浜市定住住宅改修促進事業助成金

対象者	実家等の親族が所有する住宅または購入して1年以内の中古住宅を居住するために改修する、45歳未満の方	制度の詳細 
助成金額	基本額 工事費用の10%（最大20万円） 加算額 子育て世帯 工事費用の3.5%（最大20万円） 高齢者との同居 工事費用の3.5%（最大10万円）	
	必ず工事着工前に申請し、交付決定を受けてから着手してください。	

🌸 子育て世帯向けの市営住宅

問 住宅課 TEL 0749-65-6533

市営住宅は、住宅に困っている所得の低い人のために、公営住宅法に基づき市が管理する賃貸住宅です。その中で、子育てに適する市営住宅を子育て世帯向け住宅としています。

市営住宅の入居者募集は、空家の状況に応じて年2回（夏・冬）程度です。募集内容は、ホームページや広報ながはまなどでお知らせします。

詳しくは、住宅課までお問い合わせください。



対象住宅	建設年度	構造	間取り	住戸面積(m ²)
常喜団地 (常喜町)	H9	中層耐火構造 3階建	2LDK 3LDK	57.90 68.90
八幡中山団地 (八幡中山町)	H13	中層耐火構造 3階建	2LDK 3LDK	58.30 70.10
東柳野団地 (高月町東柳野)	H7	中層耐火構造 3階建	2LDK 3LDK	63.78 74.58、76.74

イベントへの貸出し

🌸 赤ちゃんの駅(テント)

問 こども家庭支援課 TEL 0749-65-6514

赤ちゃんの「おむつ替え」や「授乳」にお使いいただけるテントです。
長浜市内で開催されるイベントに、無料で貸出をしています。



就学援助に関する相談

問 すこやか教育推進課 TEL 0749-65-8606

長浜市内に住所があり、県内国公立の小学校、中学校、義務教育学校の就学に必要な経費の負担にお困りの保護者を対象に、学校で必要な学用品費の一部や学校給食費などを援助しています。

相談日時	月～金曜日 8:30～17:15
場所	すこやか教育推進課 または 各学校

家庭児童相談室

問 家庭児童相談室 TEL 0749-65-6544

育児の悩みや養育、しつけなどの様々な相談に応じています。相談者の方と一緒に、子どもたちに合った支援を考えていきます。また、DV(ドメスティック・バイオレンス)などの相談も行っています。秘密は固く守られますので、お気軽にご相談ください。



相談日時	月～金曜日 8:30～17:15
場所	市役所1階 こども家庭支援課内 家庭児童相談室

虐待は、子どもの心や身体の発育に大きな影響を与えます。保護者が子どもをかわいいと思い、しつけようとして関わっていても、子どもの安心や安全が守られず子どもの成長にとって望ましくないことであれば虐待と判断されます。

虐待が子どもたちに与える影響は深刻ですが、早期発見と適切な対応によって、影響を最小限におさえることはできます。そのためにも、不安や悩みを一人で抱え込まず、周囲に相談し支援を受けながら子育てをしましょう。

★ 虐待されている、虐待のおそれがある子どもを発見したら家庭児童相談室までご連絡ください

家庭児童相談室	TEL 0749-65-6544
時間外・土曜日・日曜日・祝日の場合は、市役所代表電話	TEL 0749-62-4111
または 滋賀県子ども家庭相談センター虐待ホットライン(24時間対応・FAX可)	TEL 077-562-8996
または 児童相談所全国共通3桁ダイヤル(24時間対応)	いちばやく TEL 189

女性の悩み相談(要予約)

問 人権施策推進課 専用ダイヤル(平日) TEL 0749-65-6556
長浜市民交流センター(土・日・祝) TEL 0749-65-3366

子育て・夫婦関係・家庭や職場の人間関係などについて、女性の心理士・精神保健福祉士がお話をうかがいます。

相談時間	1時間/人
相談日時	第1木曜日…10:00～13:00 第3土曜日…13:00～16:00 (日程は変更になることがあります。)
場所	長浜市民交流センター(長浜市地福寺町4番36号) ※託児あり(生後6か月～就学前・要予約)

長浜こども家庭センター

問 長浜こども家庭センター TEL 0749-65-6535

妊産婦、子育て世帯、子どもにかかわる総合相談窓口です。

妊娠準備期から出産、子育て期までの様々な悩みに、子育て・こども家庭・発達支援コンシェルジュ、その他の専門機関とも連携して対応します。ゆっくりとお話を伺いながら、安心して育児ができるようサポートしますので、どこに相談したらいいかわからない時は、1人で抱え込まず、まずはご相談ください。

相談日時	月～金曜日 8:30～17:15
場所	市役所1階 こども家庭支援課 家庭児童相談室内



長浜市役所
ホームページ

滋賀県子ども・子育て応援センター

育児をはじめ、子どもや親の不安や悩みの相談に応じます。

- 電話相談(こころんだいやる)

平日(12月29日～1月3日は除く) 9:00～21:00

TEL 077-524-2030

- 子どもの悩み相談24時間専用電話 24時間子どもSOSダイヤル

なやみおう
TEL 0120-0-7831 0

子育て応援アプリ「ながまるキッズ！」

問 こども家庭支援課 TEL 0749-65-6514

長浜で子育て中の方に、便利で楽しい子育て情報をお届けしています。ぜひご利用ください。

●アプリインストール

QRコードを読み取るか、アプリストアで「ながまるキッズ」と検索してください。



iOS (iPhone用) Android用
(令和6年6月時点)



🌸 アプリでは、長浜の子育て情報を簡単にチェックいただけます！

★ 子育て応援情報

「救急医療」や「相談窓口」など今すぐ知りたい子育て情報が満載です。



★ 施設MAP

子育てバリアフリー認定施設や支援センター・図書館など、子育て関連施設の情報が満載です。



★ 健診・予防接種スケジュール

お子さんの乳幼児健診・予防接種のスケジュールを簡単に管理できます。
＊アカウント登録とお子さんの情報を「子ども登録」しておく必要があります。



★ アプリ簡単予約

パパママ・リフレッシュ託児等がいつでも簡単に予約ができて便利です。
＊アカウント登録とお子さんの情報を「子ども登録」しておく必要があります。



お知らせ通知

アプリを開いていなくても、プッシュ形式で子育て情報が届きます。

- イベントや行政サービス等の情報
- お子さんの年齢(月齢)やお住まいの地域にあわせた乳幼児健診の事前通知など

いろいろな支援・相談

長浜市子育て応援動画



長浜市公式YouTube **はま〜るtb.** で

公開中!!

実行委員会では、長浜市で子育てすることが楽しくなるような、子育て世代向けの動画を作成しました。ぜひご覧ください！

物語の主人公は、訳あってひとりで子育てをすることになったお父さん（マコト）。家事もままならないマコトは、周囲の人の助けや長浜市の様々な子育て支援サービスを活用し、子育てに奮闘します。

はてさて… マコトは無事に過ごすことができるのか！？

アナタもマコトの成長を見ながら、長浜市の子育てのこと、一緒に知っちゃいましょう！

第1話 子育て支援センターに行こう！



第2話 家族のごはんと離乳食



第3話 親子で体験



第4話 長浜市パパママ・リフレッシュ託児



第5話 長浜のお出かけスポットで遊ぼう！



※動画は無料でご視聴いただけますが、視聴時にかかる通信料は視聴される方の負担となります。

※ご利用のスマートフォンの設定によってはQRコードを読み取れないことがあります。

長浜 cheer for 子育てとは、市民みんなで子育てを応援し、子どもたちの笑顔あふれるまちづくりを進める運動です。詳しくはこちら→



問 長浜 cheer for 子育て実行委員会 【事務局】 未来こども若者課 TEL 0749-65-6371